

岩手県告示第 116 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 21 年 2 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 106 号
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 宮古市大字根市第 2 地割字中割目 38 番 1 地先から第 7 地割字雲南沢 86 番 1 地先まで
 - イ 宮古市大字根市第 7 地割字雲南沢 83 番 4 地先から第 6 地割字寺沢 7 番 3 地先まで
 - ウ 下閉伊郡川井村大字川井第 4 地割字袈岩 10 番 1 地先から 3 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 2 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで
- 2 (1) 路線名 340 号
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 宮古市刈屋第 3 地割 30 番 5 地先内
 - イ 宮古市和井内第 1 地割 1 番 2 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 2 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで